

国 営 計 第 173 号
国 営 建 技 第 14 号
令 和 6 年 3 月 22 日

大臣官房官庁営繕部 計画課長 殿
整備課長 殿
各地方整備局 営繕部長 殿
北海道開発局 営繕部長 殿
内閣府沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

大臣官房官庁営繕部 計画課長
整備課長
(公印省略)

営繕工事における猛暑を考慮した適正な工期設定の運用について

営繕工事の工期設定に関しては、「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行についての運用について」（平成 27 年 12 月 25 日付国地契第 44 号、国官技第 257 号、国営管第 356 号、国営計第 76 号、国北予第 26 号）等の規定に基づき行っているところであるが、今般、営繕工事における猛暑による作業不能日数の取扱いに係る運用指針を別紙のとおり定めたので通知する。

附 則

本通知は、令和 6 年 4 月 1 日以降に入札手続きを行う工事から適用する。

営繕工事における猛暑による作業不能日数の取扱いに係る運用指針

1. 基本的考え方

営繕工事における工期の設定に当たっては、公共建築工事における工期設定の基本的考え方（平成30年2月）に基づき多雪、寒冷、多雨、強風等の自然的要因を考慮することとしている。

今般、建設業における働き方改革の取組の一環として、自然的要因のうち、猛暑については、過去の観測値に基づき作業不能日数を工期に見込むとともに、工期中に実際に発生した日数が、工事発注当初に見込んでいた日数と著しく乖離する場合に、必要に応じて工期及び請負代金額を変更するものとする。

2. 猛暑による作業不能日数の対象とその取扱い

(1) 猛暑による作業不能日数の算定の対象

猛暑による作業不能日数の算定の対象とする時間は、定時の現場作業時間のうち、環境省が観測し公表する工事場所近傍の観測地点におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）が31以上となった時間とする。

(2) 工事発注時の取扱い

工事発注に際して見込む猛暑による作業不能日数は、定時の現場作業時間を、各日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（3日）を除く。）の8時から17時までとし、上記（1）に該当する時間を、過去5年のWBGT値データに基づき算定し、日数に換算したものの5年分を平均したものとする。（小数点以下第一位を四捨五入する。）

別記の記載例を参考に、猛暑による作業不能日数を設計図書に明示する。

(3) 工期の変更に係る取扱い

工期中に発生した猛暑による作業不能日数は、当該現場における定時の現場作業時間において、上記（1）に該当し、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したものとする。（小数点以下第一位を四捨五入する。）

この日数が、上記（2）において設計図書に明示する日数と著しく乖離し、受発注者間において協議し必要と認められる場合は、猛暑による作業不能日数について設計図書を変更し、工期及び請負代金額を変更する。

3. その他

本指針によりがたい場合は、大臣官房官庁営繕部と協議の上、別途個別に運用を定めることができる。

別記 設計図書への記載例

9. 現場及び技術に係る事項について

(3) 工期・工程等

○猛暑による作業不能日数

本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

i) 作業不能日数：●日間（工期の始期は令和●年●月●日【着手期限の日付とする】で算定）【括弧内は余裕期間制度（任意着手方式）を適用する工事において記載】

ii) 上記 i) は、環境省が公表する●●地方_●●_●●地点における WBGT 値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去5年分（●年～●年）について、本工事の工期に対応する期間（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（3日）を除く。）において、8時から17時の間に WBGT 値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したもの5年分を平均したもの。

iii) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する●●地方_●●_●●地点における WBGT 値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。)) が i) の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。